

池田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 老人福祉法に基づく「池田市高齢者福祉計画」と介護保険法に基づく「池田市介護保険事業計画」を市民及び保健、医療、福祉関係者の参画により策定するため、池田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 池田市高齢者福祉計画の策定に関すること
- (2) 池田市介護保険事業計画の策定に関すること

(構成)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 保健、医療、福祉に関する事業者、又は経験者
- (3) 保健、医療、福祉に関する学識経験者
- (4) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定の日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外のものを出席させ、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部高齢介護課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。